平成30年5月定例農業委員会議議事録

開会 5月25日(金)午前9時

(欠席委員)伊藤委員、萩野委員

(事務局出席者)原田事務局長、深津事務局次長、冨田主幹、鈴木副主幹、 山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長:それでは、ただいまから5月定例農業委員会を開催します。

本日は、萩野委員、伊藤委員から欠席する旨の届出を受けております。 現在の出席委員は、農業委員が10名、農地利用最適化推進委員が9 名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。 1番、増岡委員、2番、塚﨑委員、よろしくお願いします。 それでは、議事に入ります。

議 長:議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:はい。ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につき まして、地元の近藤委員から御意見をお願いします。

近藤(雅)委員: 現地確認をしたところ、果樹が全部で12本程植えられておりまして、 柿、ミカン、桃、クリ等が作付されておりました。

トヨタ自動車三好工場の駐車場と道路との間の土地であり、優良農地ではないと思いますが、新しく農地として活用していただけるということであれば、歓迎したいと思います。以上です。

議 長:ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長: それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。 番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号1については許可することとします。

《採決結果:議案第4号 全員賛成1件》

議 長:続きまして、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の意見 について、事務局から説明を求めます。

【議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、 地元の近藤委員から御意見をお願いします。

近藤(雅)委員: はい、補足資料を見ていただきたいのですが、農地転用の申請をするにあたり、4つの違反がありました。1つ目は南側の木造平家建ての小さい家屋が、農地部分に越境しているという点。2つ目は、門から入って右側にある縁石が農地部分に越境していたという点。3つ目に農地部分に車庫が建ててあったという点。4つ目は、一部農地部分にコンクリートが張ってあったという点。今回農地転用の申請をするに当たって、以上の4つの点が農地法を知らずに違反をしていたということが発覚したため、是正に応じていただきました。

農地法上、今回の申請を許可するにあたっては問題ないと思います。 以上でございます。

議長: ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、 御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員:確認です。農地として進入路を確保するということですが、今の現況 の写真を見ると、庭木か何か植わっているように見えますけど、この 奥も含めて農地に復元するというようなことでよろしいのですか。

事務局: 奥につきましては、畑等の耕作地があるということで、その進入のため最低限、農業用機械等が入り込めるような通路だけは確保してくださいということで、話をさせていただいております。

こちらの案件につきましては、半年以上前からその離れの建築場所について相談等がありまして、自己用住宅ですと面積の制限があり、都市計画法や、農地法も、500㎡という制限がありますので、それに見合うような形で、配置等も再検討されたという経過がございますの

で、こちらで報告させていただきます。よろしくお願いします。

議 長: それでは、ほかに意見等がないようでありますので、番号1について 採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長:はい。全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、 県に対し進達することとします。

> 続きまして、番号2、莇生の件につきまして、地元の小河委員から意 見をお願いします。

- 小河委員:該当する土地が5ページの地図を見ていただければわかりますように、 周りが住宅に囲まれている土地で、第3種農地になっておりますので、 許可をするのが妥当と判断します。
- 議 長:ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。 よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長:それでは、意見等がないようでありますので、番号2について採決を とります。

> 番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付 すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

《採決結果:議案第5号 全員賛成2件》

議 長:続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の意見 についてですが、委員に関する事案がありますので、農業委員会等に 関する法律第31条の規定により、議事に参与することができません。 該当する番号5の事案になりましたら退席していただきますので、よろしくお願いをします。

先に関係しない番号1から番号4について審議します。

それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の意見に ついて、事務局から説明を求めます。

【議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議長: ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、 新屋の件につきまして、地元の原田委員から御意見をお願いします。

原田委員:現地は5月16日に再度確認しに行きました。平成29年12月の農振除外の案件にて農業委員会で話がありました排水路の件ですが、工場排水につきましては、排水処理槽によって処理し、貯留後に砂後川に放流するということで、当初地元から要望していたとおりになったということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長: ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、 御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:それでは、意見等がないようでありますので、番号1について採決を とります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、番号1について適当である と意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、福田の件につきまして地元の酒井委員から御意 見をお願いします。

酒井委員:この件は3月の農業委員会における農振除外の案件でありまして、適当であるという回答をいただいておりますが、申請者は現在親と同居しており、隣地に分家住宅を建てるということで申請を出したものです。排水等を見ましたが、特に問題はないと思いますので、適当かと

思います。よろしくお願いします。

議長: ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、 御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:それでは、意見等がないようでありますので、番号2について採決を とります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、番号2について適当である と意見を付し、県に対し進達することとします。 続きまして、番号3、莇生の件につきまして、地元の小河委員から御 意見をお願いします。

小河委員:該当の土地は、補足資料に記載されていますが、周辺は梅畑になって おりまして、農振地域になっています。しかし該当する土地は農振地域 ではなく第2種農地であることから、申請を許可するのが妥当と判断し ます。以上です。

議 長:ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。

鈴木委員: ここは、畑総の南工区の中であり、畑総を造成したときに、向かいの 用地と同じような形でここに白地の土地が集められました。分家の要 件を持つ人が、自分で家を建てる場合には建てられると思うのですが、 所有権を変え、不動産業者に対して、戸建住宅の建築のために土地を 売るということは可能なのですか。

事務局:こちらの案件につきましては、登記の地目が宅地でございます。昭和 45年10月19日に既に宅地であり、そのときに住宅が、恐らくこの土地の上にはあったということで、既存宅地という扱いでございます。また、分家住宅用地が近くにあり、集落の連担性もあるため、都市計画法の市街化区域と調整区域と分けられた以前から宅地であったということを条件に、第三者の方が購入されても、住宅は建てられるという要件で、都市計画法にも許可見込みがありますというとこで確認をさせていただきました。よろしくお願いします。

鈴木委員:わかりました。登記地目宅地というのを見落としておりました。この申請事由のところに地目、宅地、現況、畑というような意味合いで記入しておいていただければ、事前にわかりますので、その辺要望しておきます。

事務局: ありがとうございます。できるだけわかりやすい表示に努めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議 長: それでは、ほかに意見等がないようでありますので、番号3について 採決をとります。

番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、番号3について適当である と意見を付し、県に対し進達することとします。 続きまして、番号4、福谷の件につきまして地元の林委員から御意見 をお願いします。

林委員:今回、申請者につきましては、中古車の販売等行っていまして、申請地直ぐ近くの500㎡弱程の面積で事業をやっております。この中に事務所と修理をするための施設がございまして、現在、駐車スペースが7,8台分しかないということで、展示車で埋まってしまうということです。他に来客用や、従業員の駐車場は空きスペースへ詰め込むような格好になっておりますので、駐車場が必要だということで、今回、申請頂いております。必要性、それから付近の農地への影響もないということで、この案件については、やむを得ないというふうに思います。

先ほどと同じように、申請事由のところに、もう少し申請者の業種や 現状がどういう状況になっているかというようなことを記入しておい ていただく、もしくは口頭で説明していただくことをお願いします。 以上です。

事務局: 貴重な意見、ありがとうございます。わかりやすい説明と記載に努めたいと思います。よろしくお願いします。

野々山委員:駐車場への出入りについて右側からだと歩道があり縁石があると思いますが、どこから入るのですか。

事務局:今の件について、確かに縁石がありますが、従来から、畑に乗り入れ で利用されていたところを基本的には利用されるということです。配 置につきましても、従業員の駐車場並びに点検、修理車両は従業員の 方が移動されるということですので、詰めてできるだけ車両を有効に 配置するということでお話をいただいています。また、歩道の縁石等 の除却等につきましては、今のところ、打ち合わせ等始まったという ことは聞いておりません。以上でございます。

野々山委員:以前、駐車場を砕石でやられる場合は、出入り口だけ極力舗装かコンクリートを張っていただいて、駐車場から石等が道路に散らばらないような対策をしてくださいという記憶があるのですが、今はそういった指導はないのですか。

事務局:今御意見いただきました砕石等が道路等に流れ出さないような対応を してくださいというのは、市として、まちづくり土地利用条例等の中 で指導を引き続き行っています。

> こちらの案件につきましては、そういったことも含めて、道路河川担 当課と、排水も道路側溝に放流されるという計画をいただいています ので、あわせて協議してくださいということを、まちづくり条例の中 でも伝えさせていただいたということで聞いております。

議 長: それでは、ほかに意見等がないようでありますので、番号4について 採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号4について適当であると意見を付し、県に対し 進達することとします。

番号5については、議事参与の制限に該当しますので、該当する委員は御退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長:それでは、番号5について、事務局からの説明を求めます。

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長: ただいま事務局から説明がありました番号5、黒笹の件につきまして、 意見をお願いします。

事務局:地区委員にかわって説明をさせていただきます。

申請地の南に大力池という池がございます。そのさらに南に道路を挟んでの一角に受人の事業地があり、こちらで事業を展開されております。また、申請地は昭和57年から現在の形態でありまして、その間

に、東側の黒笹地区の区画整理がございまして、三好カントリーにも 挟まれているため、位置的にもこの場所しかないというところです。 排水等につきましても、特に従来から問題はなかったということで、 地元区長さんからの同意書もいただいておりますので、今回是正に応 じていただいたということで、報告させていただきます。よろしくお 願いします。

議 長:ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手 の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長: それでは、意見がないようでありますので、番号5 について採決をと ります。

番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果:議案第6号 全員賛成5件》

議 長:それでは、議案第7号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事 務局から説明を求めます。

【議案第7号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見をお願いします。

野々山委員: 先日、現地を確認しました。願出者は被相続人の長女であり、作物を作付するときに、御主人と一緒にブドウをやっていくということを被相続人からも当時、話を聞いていました。現在も、一生懸命作物をつくりながら勉強してみえますので、今後もしっかり作付をされていく

と思います。証明書発行には問題ないと思います。

議 長:ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、 御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:意見等がないようでありますので、採決に移ります。 番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願い します。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、番号1については証明書を 発行することとします。 続きまして、番号2、同じく三好下の件につきまして、地元の野々山 委員から御意見をお願いします。

野々山委員:被相続人の長男であり、余り農業はやってみえないということで、貸 し付けるということを聞きました。現在も、田植えを今週末ぐらいに 始めるかという状況でしたので、問題はないと思います。

議 長:ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。 番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願い します。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、番号2については証明書を 発行することとします。

《採決結果:議案第7号 全員賛成2件》

議 長:続きまして、議案第8号について審議しますが、議案第8号につきま

しては、議事参与の制限に該当しますので、該当する委員は御退席を お願いします。

(該当委員退席)

議 長:議案第8号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を 求めます。

【議案第8号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、 全体を通して、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:意見がないようでありますので、採決に移ります。 本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、決定することとします。 (該当委員着席)

《採決結果:議案第8号 全員賛成1件》

議長:続きまして、議案第9号、平成29年度の目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価について、事務局から説明を求めます。

【議案第9号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ただいま事務局から説明がありました議案第9号について、御意見等 のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長:それでは、意見等はないようでありますので、採決に移ります。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成な委員は挙手 をお願いします。

(全員賛成)

議 長:ありがとうございます。全員賛成により、第9号について、原案のと おり決定することとします。

《採決結果:議案第9号 全員賛成1件》

議 長:続きまして、議案第10号、平成30年度の目標及びその達成に向け た活動計画について、事務局から説明を求めます。

【議案第10号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について】 事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見等のある 委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長:それでは、意見等はないようでありますので、採決に移ります。 議案第10号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手 をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号10について、原案のとおり決定することとします。

《採決結果:議案第10号 全員賛成1件》

議長:続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年4月分の農地法第5条の届出について

イ 平成30年5月分の農地改良の届出について

議 長:ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手 の上、発言をお願いします。

加納委員: 田んぼから畑に転換するというのはわかりましたが、田畑転換した後 実際に畑作をやっているのか定期的に確認はしますか。

事務局:今回の件に関しましては、申請者は従来から隣接地でイチゴのハウス 栽培をされていまして、今回、田んぼを借り受けて、その借り受けた 田んぼを畑に転換して、同じく簡易ハウスを建てて、イチゴを経営拡 大されていくということで、計画を伺っております。

実際に工事の完了につきましては、土地改良区の工区長様にも確認いただいた後に、完了届という形で、農業委員会の事務局に提出をお願いしていまして、その後、実際に経営状況等、耕作状況につきましては、年1回の利用状況調査並びに適宜現地に赴いて確認をさせていただいているのが実情でございます。よろしくお願いします。

議 長:よろしいですか。

それでは、他に意見はないようでありますので、以上で予定しました 議事等は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局:ありがとうございました。

それでは、続いて、その他事項について、事務局から説明をさせてい ただきます。

- 1 次回の定例会議の開催日時について
- 2 今年度の先進地視察について
- 3 県内の農地法第3条に係る最低経営面積に関する参考資料について
- 4 食料と農業と農村の現状分析に関する参考資料について

事務局:以上をもちまして、5月定例農業委員会議を終了させていただきます。 恐れ入りますが、御起立をお願いします。

一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時05分)